

## 入札公告(電気)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

平成30年7月13日

分任契約担当官  
陸上自衛隊与那国駐屯地  
第442会計隊長 中津 正博

### 1 工事概要

- (1) 工事名 : 庁舎他消防設備等補修工事
- (2) 工事場所 : 陸上自衛隊 与那国駐屯地 沖縄県八重山郡与那国町字与那国3765-1
- (3) 工事内容 : 本工事は、以下の工事を行うものである。  
用途(電気)  
P1型1級受信機取替1台、警報表示盤取替1台、避雷ユニット設置8台  
なお、本工事を難工事に指定する。
- (4) 工期 : 平成30年12月21日まで
- (5) 現場説明会 : 実施しない(ただし、事前に調整のうえ現場を確認できるものとする。)
- (6) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 防衛省における平成29・30年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、九州・沖縄防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 以下の表の示す工事区分のいずれかに該当し、防衛省参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級)以上であること

工事区分	格付
電気	C
電気通信	C
消防施設	C

- (5) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。
- ア 一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。  
 なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
- ・ 一級建築施工管理技士の資格を有する者
  - ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者(建築工事のみ該当)
- イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- ウ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示すること。ができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州・沖縄防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (9) 九州・沖縄防衛局の管轄内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。
- (10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国3765-1 陸上自衛隊与那国駐屯地 第442会計隊 担当 橋野 TEL 0980-87-3777(内線346) FAX 0980-87-3779(直通)

②仕様書に関する問い合わせ先
〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国3765-1 陸上自衛隊与那国駐屯地 与那国沿岸監視隊 担当 岩谷 TEL 0980-87-3771(内線439)

- (2) 入札説明書の交付期間等
- ア 交付期間 平成30年7月13日から30年7月30日まで  
 （行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- イ 交付場所  
 3(1)①の担当部局において交付を行う。
- (3) 申請書及び資料の提出期限等
- ア 提出期限 平成30年7月30日午後5時00分
- イ 提出方法 : 3(1)①の担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。
- (4) 入札書の提出期限等
- ア 提出期限：平成30年8月29日午後5時00分
- イ 提出方法：3(1)①の担当部局に持参又は郵送等する。
- (5) 開札の日時及び場所
- ア 日時 平成30年8月30日午後1時30分
- イ 場所 第442会計隊 入札室

#### 4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金：免除
- (3) 契約保証金：免除  
ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（2年間）を付したものに限り。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。
- (4) 前金払の実施  
落札者は、前金払を希望する場合には、請負代金額の10分の4の範囲内で実施する。
- (5) 入札の無効  
次に掲げる入札は無効とする。
  - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
  - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
  - ウ 入札に関する条件に違反した入札
  - エ 電信電話による入札
  - オ 入札金額、入札者名称及び押印された印影が判別し難い入札
  - カ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) 落札者の決定方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (7) 配置予定監理技術者の確認  
落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。  
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほか、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 契約書作成の要否：要
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記3(1)①に同じ。
- (11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加  
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。
- (13) 本工事を良好な施工をもって完成した場合には、じ後の総合評価落札方式において加点評価する。
- (14) 詳細は、入札説明書による。